

## 第 6 回名張市市民自治検討委員会議事概要

日時：平成 17 年 1 月 14 日（金）午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分

場所：市役所庁議室

委員出欠状況：欠席...多田委員、林委員

市・事務局：企画財政部 志村部長、総合企画室 小島室長、高嶋主査、衆山  
生活環境部 三好部長、市民活動推進室 橋本室長、荻田主査  
〃 生活環境政策室長 金谷室長

進行 志村部長

- ・ 開催のお礼

（委員長）

- ・ あいさつ
- ・ 第 5 回の議事録がお手元に届けられています。これについて、修正箇所などや不  
行き届きな点があれば、申し出て下さい。

（事務局）

資料「名張市市民公益活動の促進にかかる基本指針の概要」「市民活動推進条例  
の構成比較（市・区）」「『（仮称）名張市市民公益活動促進条例』に盛り込む項目及  
び内容」に基づき、説明を行う。

（委員長）

- ・ 今の説明について、質問がありますか。

（委員）

- ・ 「既存補助の見直し」について、具体的に伺いたい。

（事務局）

- ・ これにつきましては、今後補助金等の見直しに取り組むということです。補助金  
の減額等はそれぞれで実施されていますが、ひとつのしくみとしては完結していま  
せん。今後、こういう形で施策を進めるということで挙げています。

（委員）

- ・ 補助金の件ですが、基本指針にも謳われているとおり、中央分権（都市内分権？）  
の確立された地方自治体を目指すという方針があります。

- ・ ついては、公金についても同様の考え方をするということだと思いますが、漠然と後から見直しであってはならないと思います。

(事務局)

- ・ 現在のところ、特に具体的な方策はありません。

(委員長)

- ・ それでは、「『(仮称)名張市市民公益活動促進条例』に盛り込む項目及び内容」に沿って議論したいと思います。
- ・ 前文はともかく、目的、定義、基本理念を一括して、ご質問、ご意見があれば...
- ・ その前に、議論のベースを一旦整理します。
- ・ 自治基本条例の中に市民公益活動をどのように位置づけるかは、大変重要な問題ですが、名張では地域づくり委員会の存在を意識しなければなりません。
- ・ これは地域コミュニティ系の団体であって、ここでいうところの市民公益活動団体と少し性格が異なります。
- ・ 地域づくり委員会がここでいう市民公益活動ではありません。コミュニティ団体とアソシエーション団体とは性格が異なるということがはっきりしています。地域づくり委員会はコミュニティ系の自治組織で、地域をベースとした集団のしくみです。一方、こちら(市民公益活動団体)は、個人をベースとした目的別、公益的課題別の個人結集型の団体です。
- ・ コミュニティ型の団体で重視されるのは、全体の利益であり、共和主義的な傾向が強くなります。
- ・ 対してアソシエーション型の個人結集型の団体は、一人ひとりの存在を大変大切にし、自由主義的、個人主義的な傾向にあります。
- ・ この二つの仲が悪いか、あるいはいがみ合うのではなく、お互いが補い合える関係として、名張に共存することが必要です。
- ・ 実は双方が補完関係にあり、その認識のもとに名張市市民公益活動の指針は策定されたと理解しています。
- ・ だから、邪魔な組織を認める、認めないという議論ではありません。
- ・ もう一つ、前回副委員長からご指摘のあったことですが、「協働」という言葉の定義をもう少し詳しくする必要があるという意見がありましたが、ここでも出てきます。
- ・ 「協働」という言葉の中身ですが、先程お話しがあった補助金をもらったり、支出する関係も協働です。もう一つは委託料を払ったり受け取ったりという関係も協働です。
- ・ 相違点を整理すると「委託」とは、本来行政が責任を持ってやるべき仕事を民間

企業や地域の NPO 団体に代わってやっていただくということで、市民側が仕事の対価をもらって代行するという意味の協働です。

- ・ 反対に本来、市民側が民間責任でやるべきことで、あまりに弱体でパワーも資金力もないので、支援補助する場合は「人的支援」「場所を貸す」「出資する」といったことに該当します。
- ・ それらを踏まえて、お金の支出も、委託料と補助金の 2 通りあって、性格は全く異なります。
- ・ NPO 団体に対する支援制度、あるいは力づける制度は成熟の発展段階によって使い分けが必要です。
- ・ まだまだ、市民団体にもっと広めないといけない、PR・啓発の段階、右も左もわからないけれど、人が集まったという段階の支援。成熟して段々成長し、もう少し支援してもらえないかという段階の支援。充分立派で大きな NPO になって、法人格も取得し、株式会社と互角に太刀打ちできるぐらいマネジメントもできるという段階。
- ・ このように、名張の市民社会で NPO を使って欲しい、大きくなって欲しいという願いを込めて、(仮称)名張市市民公益活動促進条例を作ろうという提示だと私は理解します。
- ・ それでは、1.目的、2.定義、3.基本理念について、ご意見を賜りたいと思います。

#### (委員)

- ・ 市民活動支援センターを利用していますが、他の方が利用しているのをほとんど見かけないが、どの程度の利用者がいるのか。
- ・ もう一つ、支援センターは 1~2 組入ったら満員で、隣の話し声とか聞こえて会議にならないと思います。私がこれを申し上げるのは、市民活動支援センターを活用して、行政のお手伝いをするなかで、感じるのは行政で様々な企画を挙げられるのは結構ですが、この活動を推進するから事務局を担って欲しいとか、面倒を見て欲しいとか、世話を焼いて欲しいとかの話をする、前例がないとか、過去に実績がないという答えがかえってきますが、これではまずいのではないかと思います。
- ・ 条例を本当に活かす為には、行政の方はどういう組織でどういう土台で、どういう方向性をもって、管理するのか。公益活動は任すから、好きなようにやって下さいとするのか、委託料を払うから全てお任せしますとするのか...
- ・ 後は身を引くのではなく、行政は市民が乗り出してきたら、バックアップするという耐久的な土台が必要だと思う。
- ・ それらの強力なバックアップは、今後条例が制定されたら、ついてくるのかとも思いますが、後で後悔するような、意欲を失うようなことがあってはならないと思います。

(事務局)

- ・ 市民活動支援センターの利用についてですが、昨年4月から開設運用しています。1月13日現在で1,741名の方が利用されています。夜間の利用は少ないのですが昼間はかなりの方が使われています。
- ・ 交流コーナーと呼んでいる場所がありますが、だいたい20人ぐらいで一杯だと思います。ただし、あくまで既存施設を利用した形をとっているため、会議が重複するようなら、勤労者福祉会館やふれあいの施設をご利用されているのが現状です。

(委員)

- ・ 私は名張市ボランティア連絡協議会の会長を務めていますが、「ふれあい」の駐車場は狭くて、車を置くことが難しかったので、市民活動支援センターができて、すごく喜んでいました。今日も協議会があって、20数人が集まり、あそこ(市民活動支援センター)を使いました。ボランティアの新聞を作成する時は、センターの印刷室を使います。
- ・ 昨年、市民活動推進室の実施する率先事業の募集があり、福祉フェスティバルを実施しました。私たちは(率先事業の制度を)上手く利用しています。

(委員長)

- ・ 先程の議論は、市民活動支援センターが狭いので、もう少し改善できないかというご要望であったかと思いますが...

(事務局)

- ・ 市民活動支援センターにつきましては、昨年4月にオープンしたのですが、これは暫定ということで、一昨年からの検討委員会の中でも、現在の財政状況等を踏まえて、既存施設を使うということから、とりあえず出発したのが勤労福祉会館の70㎡程のスペースです。
- ・ まず必要な機能として、土・日曜日にも利用できる印刷コーナー、交流コーナーということで、これだけの機能しかありません。現在は、第一段階ということです。
- ・ 今後は、機能の拡充を含めた整備を行う方向で進めているという状態です。交流コーナーは貸し会議室ではありませんので、現在のような(会議をする場合は狭いという)状況です。
- ・ それから、市としての行政組織的な活動の支援をどうするのかとお訊ねですが、これは指針でも触れている項目があります。ひとつの例として出されたように、こういう事業を取り組んだらどうか、その際に事務局を(行政が担う)といったお話がありましたが、これらを行政職員や市の直接雇用の職員が担う方が良いのか、あ

るいは多様な主体が様々な活動を継続するために、どういう形がいいのかを見出すのが現在の状況であると思っています。

(委員長)

- ・ 大切な議論ですが、市民が頑張るやろうと思っているのに、行政の熱意が感じられないというご意見ですが、自立するまでの乳児の段階、幼児の段階、少年の段階、青年の段階とあります。自立するまでの間は、支援制度が必要になると思います。
- ・ しかしながら、NPO あるいはアソシエーションの場合は、市民公益活動として認知されるプロセスの中に自立へ向かうという目標があるはずです。
- ・ ついては、自発性を持ったやりたい人が集まって、自分たちで組織を管理できるということが求められます。
- ・ それから非政府団体であること。政府から、ここでは名張市政府ですが、補助金等をもらうのは構わないけれど、それによって、コントロールされてはいけません。ですから、原則として行政出資の団体は除きます。
- ・ 最後に、非営利、非宗教、非政治という原則が付いて来ます。
- ・ 初動期、成長期における行政支援のイメージを明確に出せば、先程の疑問は解決すると思います。自立するための補助であるという原則は確認した方が良いと思います。いつまでも補助金をもらわないと維持できない団体は潰れるべきであるというくらいの厳しい原則です。
- ・ ただし、地域づくり委員会はこれと性格が異なります。
- ・ 人間は土地から逃げることができませんが、(市民公益活動団体の場合は)嫌ならば脱退、解散することができます。だからこっち(市民公益活動団体)の方は、自立性、主体性、自己経営性について、非常に厳しく考えたほうが良いと思います。

(副委員長)

- ・ NPO にとって、必要なことは、早く自立して、志を同じくする人を集めることができるかどうかです。

(委員長)

- ・ 「営利」の定義についても、ちょっと誤解があるように思いますが、「営利」とは収益事業をしてはいけないという意味ではなく、配分してはいけない。非配分原則を意味します。

(委員)

- ・ 私が主張したいのは、市民参画の立場でお手伝いする場合、NPO とか、ボラン

ティアなどいろいろな方向性があると思います。時と場合によっては、行政という組織のテーブルの上で、協働事業を行うこともお互いの利便性と保有する知識、技術等を最大限に生かすことではないかと思っております。

(委員)

・ 基本理念の3つ目「互いに情報を共有する。」となっておりますが、情報を共有するというよりも情報を公開する、あるいは組織活動の透明性ということですか。

(事務局)

・ 基本的に情報公開と言いますと、自らの情報を発信していくということで、お互いに情報を共有するということになります。

(委員)

・ 活動の透明性、公開性が意味に含まれているわけですか。

(事務局)

・ そのとおりです。

(委員)

・ 神戸市の地域活動の推進に関する条例と公益条例とは、同じものなのですか。神戸市の条例は、地域づくり活動を包含しているのかどうか、お聞きしたい。

(委員長)

・ ここに掲載されているのはコミュニティ系で、NPO系ではありません。

(委員)

・ 私自身は神戸市のような条例を検討したいと思います。NPOとか公益活動は条例化すべきだと思いますが、地域づくりを中心に取り組むべきだと思います。

(委員)

・ 名張市の特徴を出すということでは、地域づくりはすでに出来上がって出発しています。それと新しい公益活動がどうやって、上手くやっていくのかを新しい条例で、盛り込めればと思います。

(委員)

・ 地域づくりもスタートこそしていますが、まだヨチヨチ歩きの状態で支えていか

ないといけないところが一杯あります。地域づくりも公益活動と一緒にしていただけたらと思います。

(委員)

- ・ 独居老人の昼食サービスをボランティアで取り組んでいただけていますが、地域のコミュニティづくりの中で、NPO が生き生きと活動する。そんな感じで上手くいくと、結果として地域の方に、福祉の面で向上するように思います。

(委員)

- ・ 現在、昼食サービスは 400 名近い会員が居ます。全く補助金なしで、自立して活動しています。

(委員長)

- ・ 先程の疑問(地域づくりを優先すべきではないか)はもっともなことだと思います。それに対するご意見(双方の活動が活発化することが、名張らしさになる)は、実に正しい将来図をお話し下さったと思います。
- ・ コミュニティ団体、地域づくり委員会は、布で言ったら縦系です。それに対して横系の NPO が発達することで、市民社会と地域社会の縦横が重なりあいます。
- ・ だから、住民自治といっても、地域に根ざした住民自治と個人個人の結集した市民自治の二重構造になっています。
- ・ 例えば介護の問題であれば、みんなが悩んでいるけれども、NPO の方がノウハウを沢山持っているので、お互いが助け合い、両方同時に動いているのが、一番望ましく、名張のやり方だと思います。
- ・ 神戸が何故、地域づくり委員会の方について、NPO の方に動いてないのかといいますが、神戸はすでに実態的に NPO が放っておいても動いて、反対に地域が弱っているからです。

(委員)

- ・ 委員長の発言のとおり、コミュニティの地域づくりは薄く広く取り組むべきだと思います。神戸のように沢山の NPO が出来たら、目的別の地域づくりとのバランスも形成されることになる。

(委員長)

- ・ 「新しい公共」とは、市民側が担う公共のことで、すべてを行政まかせにする体質から脱却しようということです。
- ・ 「補完性の原則」についてですが、これは新しい公共をイメージする意味で、絶

対に必要な原理原則です。

(事務局)

- ・ 「市民公益活動とは」の中で「営利、特定の個人等の私益追求」とありますが、他市・区の条例では「利益」という言葉が使用されていることから、その方が適当であると考えていますがどうでしょうか。

(委員長)

- ・ 公益、共益、私益とあって、「特定の個人」となれば、自ずから利益になります。
- ・ 次のページの4.5.6.7.の項目について、ご意見ありませんか。
- ・ 私から質問ですが、市民公益活動団体に法人格の有無を要件に入れますか。

(事務局)

- ・ (法人格の有無を要件に)入れるつもりはありません。

(委員長)

- ・ 名張市では、独自で市民共益公益活動団体の認定基準を作りますか。
- ・ 箕面市でも、この議論があったのですが、市町村レベルでは法人格の有無は余り意味がありません。

(委員)

- ・ 法人格が無くても、ボランティア団体はNPOですか。

(委員長)

- ・ 法人を取っていないなくても、組織があればNPOです。

(委員)

- ・ 法人になっている単体は、除くのか。

(委員長)

- ・ 法人格は除外することなく、自動的に含まれます。
- ・ NPOは組織があれば出来ます。法人格を取れば自動的に認められます。NPOは4~5人でやっていて、サークル程度までも認めることになると収拾が着かなくなり、公益性の担保が難しくなります。また、公益団体と認められないケースも出てきます。

(委員)

- ・ 4. の「市民の役割」について、「自発的にその活動に参加するよう努める。」とありますが、ちょっと強制的ではないかと思いますが...

(委員長)

- ・ 「自発的」というのは自発性を強制されている訳ではなく、英語で言うところの「ボランティア」であり、「あなたの意のままに」との意です。
- ・ 自発を強制される場合は、「コンパルソリー (Compulsory)」となります。

(委員)

- ・ (草が伸びていて、見た目に)汚いので、NPO で草刈りをすると報酬がありますが、報酬の有無に関係なく草刈りをしてくれる人もいます。

(委員長)

- ・ NPO に (報酬が) 下りるのではなく、地域団体に (報酬が) 下りるのでは...

(委員)

- ・ 私の所には、区があって並行的に昔から財産を持っています。半行政的な方との真ん中に NPO を立ち上げて、単発的に第一番に取り組んだのは、集落排水の整備で 30 万円程報酬がありました。県の草刈りの場合は 100 万円程報酬があります。
- ・ 皆で一緒にやろうと思うと、中々上手くいかないなので、やりたい人だけでやる。
- ・ 従来のように、自発的に家の前の草を刈ってお金を貰う為にやっているのと違って、NPO として条例の中で地位を認めてもらえれば、やらなければならないことが沢山あって、委託事業であればいきなり 300 万円とか 400 万円ではなく、例えば区で 50 万円、NPO で 50 万円とできないかと思います。

(委員長)

- ・ 先程のご意見は、共有の財産とか起業をする時に契約の当事者として、やりやすくする為の NPO で理解できます。
- ・ コミュニティの利益になることを頑張っておられるのでしょうか。

(委員)

- ・ 地域のために不法投棄を回収しても、お金にならない。
- ・ 郵便局が廃止になり、昨年郵便局を誘致しようということで、山奥に設けました。皆が市民団体に応援していこうと言っています。

(委員長)

- ・ 後程、また議論しましょう。色々なケーススタディがあると思いますので...

(委員長)

- ・ 指針はどのような組織で作られたのですか。

(事務局)

- ・ 「名張市における市民公益活動の促進に向けて」という報告書の 11 頁に、市民公益活動促進検討委員会の委員名簿を掲載しています。
- ・ 基本指針については、短い言葉で簡潔にまとめるとの「検討委員会」の強い意見で、非常にコンパクトに書いています。説明部分が略されている部分があります。

(委員長)

- ・ あまり可不足がなく、非常に良く出来ているので...
- ・ 4.5.6.7の項目をもう一度ご覧下さい。

(委員)

- ・ 先程の4.「市の役割で、参加するよう努める」についてはそのままですか。

(委員長)

<他市、区の指針を朗読>

- ・ 余り変わりません。これによって大きな事件が起きるとは考えられないし、罰金を取られることも無いと思います。

(事務局)

- ・ 二つ目に「市民は市民公益活動の発展及び促進に協力するよう努める」ということで、二段構えになっていますが、条文にする場合このあたりの文をくっつけることになると思います。

(委員長)

- ・ 4~7の項目については、この程度で仮置きして、8の項目にまいります。

(委員)

- ・ (1)の項目は、名張市らしい内容だと思います。具体的に地域づくりと、こういう活動を(1)に挙げて良いと思います。
- ・ 私の事業所は桔梗が丘にあるのですが、会社で月1回クリーンキャンペーンとい

って掃除をしています。地域ぐるみで銀行さんもそれぞれやっておられます。

- ・ 我々、事業者も地域づくり委員会という大きなポイントの中で、一斉に取り組むことで、もう少し（効果が）上がってくるように思います。
- ・ 今は事業者のポジションで、月1回、日を決めてクリーン作戦をやっている。地域の方は地域の中でやっていると思うのですが、そういう大きなポイントの中で一斉にやることで盛り上がるような気がします。そこが名張らしさであるような気がします。

（委員長）

- ・ 地域づくり委員会をイメージするものを入れたほうが、良いというご意見ですか。あるいは地域づくり委員会とも協力すると入れた方が良いのかもしれませんが。

（委員）

- ・ 当初、市は地域づくり委員会の活動には直接的に関わらないという趣旨であったと認識しているのですが、条例に謳うことになると、これまでの地域づくり委員会の趣旨とは少し異なるように思います。

（委員長）

- ・ 地域づくり委員会を入れた方が良いかもわかりません。地域づくり委員会、地域団体等々その方が地域づくり委員会との連携がはっきりします。市の所へ入れると市が責任を持たなければなりません。

（委員）

- ・ 文章として謳うというのはどうかと思います。

（委員）

- ・ 地域づくり委員会は地域によって差があって、一概に言えません。

（委員）

- ・ 一概に言えませんが何とか地域づくり委員会を育てて、まさに自分達の地域は自分達でやろうと言うのが市の方向だと思います。勝手にやれというのではなく...

（委員）

- ・ 当初、私たちが様々な質問をした中に、地区によってやりかたが違うと言うことで、それは重視するとともに、市が必要以上に介入しないというものがありました。文章としてとりあげることで、市が介入することになるのではと思います。

(委員)

- ・ 市が関与するのは大変難しいと思います。各地域づくり委員会が、同じように動いていること自体おかしいと思います。

(委員)

- ・ まちづくりとか NPO が市の行政の関係からいうと、どの辺で介入し、その必要性や存在感が見えてこない。
- ・ 一方では人材の派遣制度を充実するとか、人材を育成するための講座を整備すると言いながら、まちづくりとか NPO には介入しないという姿勢です。接点と接点を繋ぐのが行政ではないかと思います。

(委員長)

- ・ これよりのその議論に入ります。

(委員)

- ・ NPO 団体がどの程度あるのか分かりませんが、将来市民活動センターを担う NPO が出来たら今の全ての事が上手くいくのではと思います。先程、ご意見のあった接点を繋ぎ合わせる NPO ができたら、行政は邪魔になるというのではなく、専門職として必要だと思います。

(委員)

- ・ それが出来るまで、どこかが面倒みてやらねばならない。いきなりどんと出てこられないし、人材育成とか講座の整備を行政がどこに任せるのか明確に出来ませんかと申し上げているのです。

(委員長)

- ・ 行政側として、この疑問に一番簡単に答えるには、市民公益活動促進の担当部署・まちづくりの担当部署を明確にすることだと思います。これまでの PTA とか伝統ある市民団体は濃密なコミュニケーション感情がありますが、NPO とか地域づくり委員会には、従来のようなコミュニケーション感情が見えない、突き放されているみたいという気分なので、市民勝手にとはまだなりません。初動期に支援制度を設定するかという話なので、いきなり本質的な話になっているのです。市民活動支援センターの活動すら、市民活動支援 NPO がやっていくのが理想です。

(委員)

- ・ 「 8 ( 1 ) 市民公益活動促進及びその評価性の創設 」 とは...

(事務局)

- ・ ( 評価制度については ) 指針では触れていません。事業等を推進していくなかで、( 評価制度そのものの整備を ) 段階的に進めたいと考えています。
- ・ 昨今、行政改革等で経済性・効率性と言われていますが、市民活動団体が協働して事業を効果的に行うことで、効果がどのように全体に広がっていくかといった視点を取り入れた評価制度が必要です。
- ・ それぞれの活動団体が応募により事業を実施していくうえで、それに対する第三者的な評価、市民活動団体が実施する方がふさわしいかどうかといった事業に対する評価が今後、必要になります。
- ・ 現在、率先事業等を実施していますが、それに対する評価には至っていないので、今後評価を通して、市民活動団体が実施する方がふさわしいのか、効果的かどうかということのみていきたいので、ここに挙げています。

(委員長)

- ・ 先程の説明ですが、行政が実施している事業だけれど市民活動団体に任せの方が良いという事業を評価するとも取れるし、市民活動団体のやっている事業であるが、この団体ではなく、別の団体が実施する方が適当とも聞こえるのですが...

(事務局)

- ・ 両方を指しています。

(事務局)

- ・ 例えば、何か事業を実施して点数をつけて順番に並べるという発想ではなく、市あるいは市民に向けた様々な事業・施策が沢山ありますが、それらの事業を市が直接全部をやる方が良い事業もあれば、そうでない方が効果・効率を発揮できる場合もあるので、それらを押し並べて評価することで、こういった形で市民にサービスを提供すべきかを判断する方が適当ということです。

(委員長)

- ・ ( 有効性評価、効率性評価、コストダウン評価と ) 連動するということですか。

(事務局)

- ・ そのとおりです。自治基本条例の中に盛り込まれている内容と関連しています。

「『(仮称)名張市市民公益活動促進条例』に盛り込む項目及び内容」8(1)で挙げているものは例示であり、将来この条例が施行されて、施策に反映していく段階で、これらの項目が挙がってくるということを例示しているのみで、即何かに取り組むという訳ではなく、段階的に取り組むということです。

(委員)

- ・ 評価についてですが、介護保険福祉施設などの場合、評価制度が確立されていません。ランクを付けて公表したり、立派な政策目標を掲げたりしていますが、内容は如何なものかという評価もあります。
- ・ ついては、NPOを含めた公益事業を実施している団体は、きちっとした評価をした方がよいのではないかと思います。世間でもそういった方向にあるのではないかと思います。

(事務局)

- ・ 先程、自立についての話がありましたが、団体の活動が社会的に、また会員や協力者が事業を行うことで、活動する資源が増えるという循環が形成されるのが良いのではないかという評価です。

(副委員長)

- ・ 先程の話では、第三者機関による特定目的の評価と市が行う事務事業評価があります。条例の中で市民公益活動の実施状況を委員会が評価するということに触れるのであれば、ある程度は細かい部分についても整理をしておかないとわかりづらくなると思います。

(事務局)

- ・ 実際の条文の中には、例として挙げた文章の言葉は入れないつもりです。本日、検討いただくなかで、例えばどういったことが考えられるのかを例示したものです。
- ・ 条例に入れると相当なボリュームになるので、こういったものに取り組む段階ではこの条例に基づいて、制度をどうするか指針づくりをすることになると思います。

(委員長)

- ・ 「名張市市民公益活動の促進にかかる基本指針」の6頁に記載されている「市民公益活動促進の方策」「基本的な施策の展開方向」をご覧くださいの方が具体的によくわかると思います。

(副委員長)

- ・ 全体的なことになりますが、基本指針はパブリックコメントを経て、報告書にまとめられています。これをベースに、条例に盛り込まれるべき項目が整理されることになるとと思いますが...

(委員長)

- ・ 先程の意見ですが、基本指針に記載されているのにもかかわらず、条例では洩れているような印象が残るのは問題という意見です。
- ・ 先程、意見のあった行政による支援ですが、初発期のスタートラインとかイニシアティブを起こさないといけないときは、行政が手を結んで引っ張らないとならないので、そこで責任が発生するということは、ここで確認しても構わないのではないのでしょうか。
- ・ 条例に書かなければならないことではありませんが、全てははじめから市民主体、市民中心では一切進まないの、離陸するまでと上昇気流に乗ってくるまでと乗ってしまってからでは扱いが変わってくるので、設計思想のどこか見えるようにしてはどうかと思います。
- ・ 補助金の見直しについてですが...、先程の答弁では補助金の見直しには、着手していないということでした。

(事務局)

- ・ 制度、仕組みとしては、出来ていません。

(委員長)

- ・ 補助金の見直しに着手する考えは...

(事務局)

- ・ 基本的には、行政財政改革の中で補助金等が削減されていますが、全体を見渡してどういう方向に展開するのか、仕組み・制度を確立しなければなりません。

(委員)

- ・ 私も既存の補助金制度というところの「既存」がどういう意味なのかわかりづらい。活動促進事業にこれから取り組もうというなかで、その辺りを噛み砕いて説明して下さい。

(事務局)

- ・ 現在、それぞれ補助金が出ており、当然支出すべき補助金等もあると思いますが、

各団体に例年お渡ししている補助金もあります。それらをもう少し整理して、きちっと仕組みを整えてから、出すべきところに出すようにしてはどうかと考えています。

- ・ また、今後運営に使っている団体に対しては委員長からも話があったように何年か経てば、今後は出さないという仕組みを作ってはどうかと考えています。

(委員長)

- ・ 財政支援の二つ目は、既存の助成制度の見直しに関係ない話で、どうしてこんなところに載っているのかということだと思います。どこかで論理が抜けているように思います。

(委員)

- ・ そのように考えることで、はじめて議論ができるけれども既存の制度がそれで出しているのか。この活動促進事業のなかで、そういった事業をやっているのかということを知りたいのです。
- ・ 何もやっていないのに既存の制度を見直すというのはどういうことか。その団体に出しているのはわかるが、活動の促進事業はまだやっていないということを知りたい。

(委員長)

- ・ NPO に対する支援制度・助成制度のほとんどが既得権益化していて、毎年差し上げますという長期永久みたいな補助金制度はありえないという前提があるわけです。
- ・ 日本全国各地の費用に対する助成制度では、団体助成は止められており、事業助成に切り替わっています。その事業助成もサンセット方式といって、その事業が一定程度決着すると、3年～最長5年で打ち切るという方式が、これからの常識になってきます。そうすると、今現在もらっている、出されている他の団体の補助金とか補助金という名前で執行されているルールが逆に焙り出されてくることで、NPO にはこんなキツイことを言うが、他の団体には毎年(補助金を)出すのは不公平ではないかと、NPO から不満が出てくる可能性がある。そうすると、既存の助成制度も自動的に見直さなくてはならなくなるということです。
- ・ 見直さないといけないというのはよくわかっていますが、条例に書くことではないと思います。

(委員)

- ・ 補助金も色々あるので、何でもかんでも補助金何割カットというのは、けしから

んことです。補助金にも色々あって、そんなところにも補助金を出すのかという場合もあります。

(委員)

- ・ 例えば老人会の補助金 600 円を 500 円にしたり、ボランティアの補助金を 1 割カットしたり...

(委員)

- ・ その是非についてはわかりませんが...

(委員)

- ・ それは皆辛抱しています。市にお金がないから私達も辛抱しましょうということをやっています。老人会の会長が市長に助成金の増額を要望したところ、老人会で何か事業すれば、それに対するお金は出しますと言われていました。

(委員長)

- ・ 今の議論を発展させるために事例を申し上げますと、「マッチング・グラント」「マッチング・ファンド」「マッチング・ギフト」という言葉があります。
- ・ 「マッチング・ファンド」というのは、基金があってその利息を毎年補助金として出しますというものです。「マッチング・グラント」というのは補助金のこと、「マッチング・ギフト」というのは寄付金のことですが、その団体が自力で会費収入、民間からの寄付金収入、広告料収入をあげてくればくほど沢山出しましょう、一切自前の自己材料を集めようとしなければ補助金は出ないというルールで、これからの主流になると言われています。
- ・ 先程、老人会が補助金を使って事業を実施して、そこから収入が出てくる。種が果実を生むようにして事業を実施するという工夫をしているというお話がありましたが、会費収入がきちっと集まっているとその団体は強い、自己投資能力があるということで元金をあげるわけです。
- ・ 先程、話題になりましたが、第三者委員会のようなものが評価を行うことで、その団体には(補助金を)支出しても良いのではないかと評価するわけです。そのルールが最近話題になってきているし、一部ではすでにルールに乗せているところも出てきているようです。
- ・ 先程の市民活動支援センターですが、現在の支援センターには行政職員が常駐しているのですか。

(事務局)

- ・ 初期段階ということで、当面の場所としては既設の建物で、運営も公設公営という形でやっています。
- ・ 昨年来、(名張市市民公益活動促進検討)委員会の中でも、様々な議論がありましたが、第一段階として現在公営でやっています。
- ・ 職員についても、市で雇用した職員を置いて常設でやっています。

(委員長)

- ・ 指定管理者制度について、どのようにお考えですか。

(事務局)

- ・ 現在、他の施設も含めて検討の途中ですが、現在(市民活動支援センターは)指定管理者という形では考えていませんが、今後、会議室等・スペースも含めて整備する必要があるなかで、それ以降は指定管理者制度についても、検討課題に含まれると考えています。

(委員長)

- ・ 指定管理者制度とは、公の施設、いわゆる市民の利用に供する施設についてですが、これまで地方自治法上の規定では直営が原則で、公共団体・公共的団体が1/2以上を市が出資する法人にのみ管理委託できるという条項でした。
- ・ 一昨年9月の法律改正で、法人その他の団体に指定管理者の地位を与えて管理委託をすることができるようになりました。
- ・ ついては、現在、管理委託している施設に関しては、2006年の9月までに指定管理者制度に移行するということになりました。制限期間付きです。ただし、例外があって、道路とか学校とか管理者が法律によって決められている場所は対象になりません。ただし、直営の施設、これは対象範囲外なので、今の市民活動支援センターは公設公営ですから指定管理者制度に移行しなくてはならないという制限期間の規定には該当しません。
- ・ この委任とは施設の使用許可権も含めて市長に代わって権限行使するということで、不許可ということも出せます。これまで許可・不許可を現場で出来るようになりました。公民館も対象です。

(委員長)

- ・ ただし、現在直営のところは対象外です。直営のまま継続しますと言ったら指定管理者制度の対象になりません。何故、こんな話をしているかと申しますと地域づくり委員会、NPOも指定管理者も主体になりうる時代が来た。経営主体になれる

のです。そういう意味では、言葉の遣い方が難しいのですが、ビジネスチャンスがやってきたわけです。

(委員長)

- ・ だからこのところで NPO が頑張ってください、NPO がしっかりして下さい、今、名張にとっては大事なときで、市民に頑張ってくださいというだけではなく、名張の持っている公の施設も場合によっては、お話できますということです。
- ・ 行政で使われていたコストが市民社会側に帰ってくる。雇用を増やすことにもなります。

(委員)

- ・ 人材育成に関して考えられていますが、例えば国では起業家を創るといっていますが、そういうのも含んでいますか。

(事務局)

- ・ はい、含みます。
- ・ 「コミュニティビジネス」「ニュービジネス」と言葉は色々ありますが、市民のレベルで起業するという中には、地域の資源を使うということもあれば、誰かの役に立とうということもあります。これが社会の中で課題を解決していく、ひとつの母体にもなっていく可能性があるので、ドンドン進めたいということになると思います。

(委員長)

- ・ 市民活動支援センターが軌道にのってきたら、法人設立登記のお手伝い・税務対策のお手伝い・従業員の雇用など、様々なコンサルティングをしないと、法人を作るということはそれなりに責任を取らないといけないということです。当然そのアドバイス、マネージメントのバックアップが必要になってきます。

(委員)

- ・ それが一番大変です。人事管理や理事会の開催、議事録の作成と報告もしないとなりません。それらが一番苦労するところです。その辺で支援、アドバイスもらえたらものすごく助かります。

(委員長)

- ・ 支援団体については法人格を取れるようになっていますが、その手続きは小さい会社を作るのと変わりません。そういう意味ではお手伝い、応援の出来るようにす

るには、民間のノウハウを使うしかありません。ですから市民活動支援センターは市民が管理する方が適当かもしれません。このあたりで方向が見えてきたのではないのでしょうか。

- ・ 今日、ひととおり議論しましたが、もう一度だけ議論させていただく時間があったのでしょうか。
- ・ 次回に向けて、今日のお話の中でまだ疑問であるとか、ここはこうした方が良いのではないかと、もう一度点検をお願いします。それをもちまして、議論を固めていきたいと思います。

(事務局)

- ・ 次回は1月25日(火)午後6時00分より開催します。
- ・ その次は2月4日(金)午後6時00分より開催します。最終的に、両条例の基本的なところのまとめを行い、確認をしていただくことになると思います。